

全市一斉農地パトロールを実施しました

全市一斉農地パトロールを平成22年9月～12月にかけて実施しました。

調査は、各地区の農業委員、市、JAが一体となり、昨年の調査の結果、「耕作放棄地」と評価された農地を中心に耕作放棄地の所在と状況を一筆ごと確認しました。

この調査は、農地法に基づく「利用状況調査」と「耕作放棄地全体調査」を兼ね、耕作放棄地の把握、農地法の許可（届出）案件の履行状況確認、農地の違反転用の有無および相続税・贈与税納税猶予特例適用農地の営農状況調査を目的に、全国の農業委員会で実施されているものです。

農産物の多くを海外に依存している日本においては、食料自給率向上のため、優良農地の確保と有効活用は重要な課題であり、耕作放

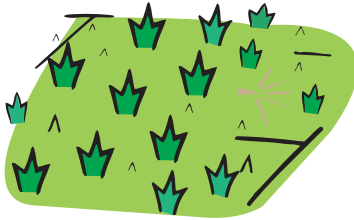
棄地対策は、今すぐに取り組まなければならない緊急の課題です。

耕作放棄地は、農作物の生産能力の減退のみならず、雑草繁茂や病害虫発生など、近隣耕作地へ悪影響を及ぼし、農地の集団的利用の妨げとなります。

また、農地の持つ洪水防止、水資源涵養など多面的機能の低下をもたらします。さらに、農地はいったん遊休化すると、数年で荒廃が進み、耕作可能な農地への復旧に多大な投資と労力を必要とします。

今後も継続して農地パトロールを実施します。皆さまのご協力をおねがいします。

なお、調査の結果は、別表のとおりです。



平成 22 年度耕作放棄地面積

[1ha = 約 1 町歩]

耕作放棄面積 (復旧可能な農地)	山林原野化農地	21 年度からの解消面積
91.6 ha 1,189 筆	569.3ha 9,669 筆	40.8ha 435 筆



農地パトロール

調査の結果、耕作放棄地と確認された農地については、所有者に対し耕作放棄地の解消に関する意向調査を実施し、実情に応じた支援活動を実施するとともに、国や市の解消支援事業の活用や解消指導を行って参ります。また、農地流動化の推進を関係機関と連携し進めて参ります。

平成 23 年度耕作放棄地再生利用対策の概要

○耕作放棄地再生利用交付金

①再生利用活動

- ア 再生作業（障害物除去、深耕、整地等及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）を一括で支援（再編統合・手続きの簡素化）
- ・定額支援【5万円/10a】又は重機を用いて行う等の場合【1/2等】
 - ・土づくり（2年目：必要な場合のみ）【2.5万円/10a】

イ 営農定着

※「主食用米及び畑作物の所得補償交付金の対象作物」と「米・水田活用の所得補償交付金の交付対象農地」は支援対象外

② 施設等補完整備

- ・用排水施設、農業用機械・施設等の整備【1/2等】
- ・小規模基盤整備（定額支援創設手続き簡素化）【2.5万円/10a】

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用区域外における取組についても支援対象とします。